

## 伊丹市保育料軽減補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は，保護者が負担する保育料の一部について補助することにより，子育てに係る経済的負担を軽減し，もって子育て環境の向上に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育・保育 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育，法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育，同項第3号に規定する特別利用教育，法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。
- (2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (3) 保護者 対象子どもの保育料を納入する義務を負う者及びその者と同一の世帯（保護者と生計を一にする消費経済上の一単位をいい，居住を一にしていなくても，同一世帯と認定することが適当であるときは，一世帯とみなす。ただし，当該世帯に当該対象子どもの扶養義務者以外の者がいるときは，その者を除くものとする。）に属する者をいう。
- (4) 第1子 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者，保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者，保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）のうち，最年長の者をいう。
- (5) 第2子 保護者と生計を一にする子どものうち，年長の子どもから順に2人目の者をいう。
- (6) 第3子以降 保護者と生計を一にする子どものうち，年長の子どもから順に3人目以降の者をいう。

(7) 対象子ども 子ども・子育て支援法施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもで、教育・保育を利用するものをいう。ただし、次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を除く。

- ア 第1子である満3歳未満保育認定子ども その者に係る保護者負担額が伊丹市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年伊丹市規則第27号。以下「規則」という。）別表備考第3項各号に掲げる要保護者等世帯の階層区分の適用を受けている者
- イ 第2子及び第3子以降の者である満3歳未満保育認定子ども その者に係る保護者負担額が規則別表備考第8項から第10項までの規定の適用を受けて減額されている者

(8) 保育料 規則別表に規定する保護者負担額をいう。

(9) 所得割の額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。

（所得割の額の算定方法）

第2条の2 第2条第9号の所得割の額を算定する場合には、保護者が市町村民税の賦課期日において指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有していた者（地方税法第732条の2第1項の規定により当該区域内に住所を有する者とみなされる者を含む。）であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

2 第2条第9号の所得割を算定する場合には、保護者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した

後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者または同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同条第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

（保育料の軽減）

第3条 市長は、市内に居住する対象子どもが受けた教育・保育に係る保育料の一部について、第5条の規定による保護者からの申請に基づき、別表1により算出した金額を補助することにより軽減を行うものとする。

（所得制限）

第4条 保護者の所得割の額が別表2に定める額以上となる場合には、保育料の軽減の対象としないものとする。

（保護者による申請）

第5条 補助を受けようとする保護者は、当該年度の末日までに伊丹市保育料軽減補助金申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出し

なければならない。

(申立書の記入)

第6条 当該申請者と同一の世帯に属していない子どもを現に養育している保護者は、申立書(様式第1号裏面)により申し立てを行うものとする。

(補助金の交付決定及び交付方法)

第7条 市長は、第5条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、交付の可否を決定したときは、速やかにその旨を伊丹市保育料軽減補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、速やかに、当該申請者の指定する口座に振り込む方法又は窓口払いにより補助金を交付するものとする。

(異動の報告)

第8条 補助金の交付申請を行った保護者が、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに異動届(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(1) 対象子どもが退園、転園又は休園したとき。

(2) 住所又は保護者に変更があったとき。

(3) 保育料の免除又は減額を受けたとき。

(調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に関し必要な事項を調査し、又は申請者に報告を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に関して付した条件に違反したとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかにその旨を伊丹市保育料軽減補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、すでに交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、伊丹市保育料軽減補助金返還命令書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（細則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年11月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（保育料の軽減に関する経過措置）

2 平成28年度中に限り、第2条第7号ただし書の規定の対象となる者のうち、満18歳未満の子ども（ただし、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間を含む。）で、年長の子どもから順に3人目以降の子ども（平成27年3月31日から継続して教育・保育及び私立幼稚園を利用しており、ひょうご保育料軽減事業実施要綱（市町）付則第2項による廃止前のひょうご多子世帯保育料軽減事業実施要綱（子どものための教育・保育給付を受ける施設、事業）及びひょうご保育料軽減事業実施要綱（子どものための教育・保育給付を受けない事業所内保育施設及び国立大学附属幼稚園）による廃止前のひょうご多子世帯保育料軽減事業実施要綱（子どものための教育・保育給付を受けない幼稚園）の対象児童に限る。（付

則別表において「特例子ども」という。) ) については，同ただし書の規定を適用しない。この場合において，第3条中「別表1」とあるのは「付則別表1」と，「別表2」とあるのは「付則別表2」と読み替えるものとする。

付則別表1（第3条関係）

特例子ども	<p>特例子ども1人につき，保育料の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。ただし，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額を上限とする。</p> <p>(1) 満3歳未満の子ども 5,500円</p> <p>(2) 満3歳以上の子ども 4,000円</p>
-------	---

備考 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの上記区分における年齢は，教育・保育の提供を受けた年度の初日の前日における年齢を適用するものとし，その子どもが当該年度の途中で3歳に達した場合においても，その年度中に限り3歳未満と見なすものとする。

付則別表2（第4条関係）

区分	軽減の対象としない保護者の所得
教育・保育を利用する場合	<p>特例子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては，その前年度）について課された所得割の額を合算した額</p> <p>119,000円</p>
私立幼稚園に就園する場合	<p>特例子どもが当該私立幼稚園に就園した月の属する年度について課された所得割の額を合算した額 119,000円</p>

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年12月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の所得割の額の算定方法は、平成30年9月分以降の補助金支給に係る所得割の額の算定について適用し、平成30年8月分までの補助金の支給に係る所得割の額の算定については、なお従前の例による。

3 この要綱による改正後の第2条9号及び別表1の規定は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年1月6日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1 (第3条関係)

教育・保育の利用に係る保育料補助額

区分	補助基本額
第1子	対象子ども1人につき、1月当たり、保育料の月額（保育料が減免されている場合は、当該減免後の額）から5,000円を控除して得た額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）。ただし、月額の保育料の2分の1に相当

	する額又は10,000のいずれか低い方の金額を上限とする。
第2子・ 第3子以 降	対象子ども1人につき、1月当たり、保育料の月額（保育料が減免されている場合は、当該減免後の額）から5,000円を控除して得た額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）。ただし、月額の保育料の2分の1に相当する額又は15,000円のいずれか低い方の金額を上限とする。

別表 2 (第 4 条 関係)

区分		軽減の対象としない保護者の所得
第 1 子		対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が 4 月から 8 月までの間である場合にあっては，その前年度）について課された所得割の額を合算した額 57,700 円
第 2 子・第 3 子以降	ア 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 22 条各号に掲げる対象子ども	対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が 4 月から 8 月までの間である場合にあっては，その前年度）について課された所得割の額を合算した額 169,000 円
	イ 法 19 条第 2 号及び第 3 号に掲げる対象子ども（ただし，上記アに該当する子どもを除く。）	対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が 4 月から 8 月までの間である場合にあっては，その前年度）について課された市町村民税所得割額を合算した額 155,500 円

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，令和 4 年 1 月 21 日から施行する。  
(伊丹市保育料軽減補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この要綱の施行の際，この要綱の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は，この要綱の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(伊丹市保育料軽減補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。